

長野市公園愛護活動報奨制度実施要綱

(目的)

第1 この要綱は、公園が安全かつ快適に利用できるように、清掃、除草等の公園愛護活動を自発的に行う団体に対し、報奨金を交付することにより、その育成及び活動の助長を図り、もって地域住民の公共施設に対する愛護精神を高揚することを目的とする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 公園 都市公園法（昭和31年法律第79号）に規定する都市公園及び市が管理する遊園地（市営住宅に設置した児童遊園及び幼児遊園を除く。）をいう。

(2) 公園愛護活動 次に掲げる活動をいう。

ア 公園及びその周囲の清掃及び除草

イ 樹木、花壇等の手入れ

ウ 遊具その他の公園施設の故障等の通報

エ 利用者に対する指導及び注意

オ その他市長が必要と認める活動

(報奨金の交付対象団体)

第3 報奨金の交付対象となる団体は、公園愛護活動を行うことを目的として公園周辺の住民で組織された団体で、第5の規定による市長の承認を受けたもの（以下「公園愛護会」という。）とする。

2 公園愛護会は、原則として1公園について1団体とし、その名称に、公園愛護活動を行おうとする公園の名称を用いるものとする。

(報奨金)

第4 市長は、公園愛護活動を行った公園愛護会に対し、予算の範囲内で報奨金を交付することができる。

2 報奨金の額は、公園の種類、面積等に応じ市長が別に定める。

(公園愛護会の設立)

第5 第3に規定する市長の承認を受けようとする者は、公園愛護会を設立する旨を関係する行政連絡区の代表者に報告し、長野市公園愛護会設立届（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による設立届の提出があったときは、当該設立届の内容等を審査し、適当と認めるときは、これを承認し、その旨を通知するものとする。

(公園愛護活動実施計画書)

第6 報奨金の交付を受けようとする公園愛護会の代表者は、毎年度（第5に規定する設立届を提出した日の属する年度は除く。）長野市公園愛護活動実施計画書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

(実施報告)

第7 公園愛護会は、報奨金の交付を受けようとするときは、公園愛護活動を完了し

た日から起算して14日を経過した日又は設立の承認を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに長野市公園愛護活動実施報告書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（報奨金の交付決定）

第8 市長は、第7の規定による実施報告書の提出があったときは、当該実施報告書の内容等を審査し、報奨金の交付の可否及び報奨金の額を決定し、その旨を通知するものとする。

（報奨金の交付）

第9 報奨金は、第8の規定による通知をした後に交付するものとする。

（補則）

第10 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成3年12月18日告示 長野市告示第174号）

（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から施行する。

（設立届の特例）

2 この要綱の施行の際現に公園愛護活動を行っている団体で、平成3年12月27日までに第5に規定する設立届を市長に提出し、その承認を受けたものについては、当該公園愛護活動を開始した日に設立されたものとみなして、この要綱を適用する。

附 則（平成10年7月27日告示 長野市告示第80号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成17年1月20日告示 長野市告示第45号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成21年3月16日告示 長野市告示第99号）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年4月1日告示 長野市告示第170号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。